

消費生活協同組合法施行規則（抜粋）

（昭和二十三年九月三十日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）

最終改正：平成二十一年三月三十一日厚生労働省令第八七号

第一章 通則

（申請書）

第一条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）が、[消費生活協同組合法](#)（昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。）の規定により認可又は許可を受けようとするときは、申請書を提出しなければならない。

（員外利用の許可申請）

第十二条 [法第十二条第四項第二号](#) 及び[第三号](#) の規定による許可の申請書には、次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 事業の種類
- 二 組合員以外の者に事業を利用させる理由
- 三 組合員の事業の利用方法及び利用程度
- 四 組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

（定款変更の認可申請）

第一百五十八条 [法第四十条第四項](#) の規定による定款変更の認可の申請書には、定款変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面並びに総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

- 2 前項の定款変更の認可の申請書が、新たに事業を経営する場合に係るものであるときは、同項の書類のほか、事業計画書を添付しなければならない。
- 3 出資一口の金額の減少に関する定款変更の認可の申請書には、第一項に掲げた書類のほか、財産目録及び貸借対照表並びに[法第四十九条第三項](#) の規定による公告及び催告をしたこと若しくは異議を述べた債権者があるときは、[法第四十九条の二第二項](#) の規定により、これに対し、弁済し、若しくは、担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額を減少してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第一百五十九条 [法第四十条第四項](#) に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。

- 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の変更
- 二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理
（共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請）

第百六十条 **法第四十条第五項** に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 当該規約及び理由を記載した書面
- 二 定款
- 三 最終の決算関係書類（**法第三十一条の七第二項** に規定する決算関係書類をいう。以下同じ。）（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 総会の議事録の謄本

2 **法第四十条第五項** に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 当該規約変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面
- 二 定款
- 三 最終の決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 総会の議事録の謄本（**第一百五十七条各号**に定める事項に係る共済事業規約の変更を行う場合を除く。）

3 **法第四十条第五項** に規定する規約の廃止の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 当該規約及び理由を記載した書面
- 二 定款
- 三 総会の議事録の謄本

（貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請）

第百六十一条 **法第四十条第六項** に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 当該規約及び理由を記載した書面
- 二 定款
- 三 最終の決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 内部規則等

五 総会の議事録の謄本

2 **法第四十条第六項** に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面

二 定款

三 最終の決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 内部規則等

五 総会の議事録の謄本

3 **法第四十条第六項** に規定する規約の廃止の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

三 総会の議事録の謄本

（設立の認可申請）

第二百三十三条 **法第五十七条第一項** の規定により提出する役員名簿には、役員の氏名、住所、経歴を記載しなければならない。

2 **法第五十七条第一項** の規定による設立の認可の申請書には、発起人がその代表者を定めたときは、その権限を証する書類を添付しなければならない。

（解散の許可申請）

第二百三十四条 **法第六十二条第二項** の規定による総会の議決による解散の認可の申請書には、理由書、総会の議事録の謄本、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

（継続の認可申請）

第二百三十五条 **法第六十三条第一項** ただし書の規定による組合の継続の認可の申請書には、組合員の三分の二以上の同意を証する書面を添付しなければならない。

（組合の合併の認可の申請）

第二百四十二条 **法第六十九条第一項** の規定により組合の合併の認可を申請しようとする者は、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 合併理由書

二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の定款

- 三 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
- 四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の事業計画書
- 五 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の収支予算書
- 六 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 七 [法第四十七条の二第二項](#)の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録又はその謄本
- 八 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、合併の当事者たる組合の成立の日における貸借対照表）
- 九 合併の当事者たる組合が[法第六十八条第四項](#)、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する[法第四十九条第三項](#)の規定による公告及び催告（[同条第五項](#)の規定により公告を官報のほか[法第二十六条第三項](#)の規定による定款の定めに従い[同項第二号](#)又は[第三号](#)のいずれかに掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、[法第四十九条の二第二項](#)の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産の信託をしたこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 2 合併により組合を設立しようとする場合にあつては、前項の書類のほか、合併によつて設立する組合の役員の氏名及び住所を記載した書面並びにこれらの役員の選任及び前項第二号、第四号及び第五号の書類の作成が[法第六十八条の四第二項](#)の規定による設立委員によつてなされたものであることを証する書面を提出しなければならない。
（決算関係書類の提出）

第二百四十八条 組合は、[法第九十二条の二第一項](#)に規定する書類については、次に掲げる事項につき作成し、行政庁に提出しなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書
- 四 附属明細書
- 五 剰余金処分計算書又は損失処理計算書
- 六 前各号の書類を提出した通常総会の議事録又はその謄本

- 2 組合は、やむを得ない理由により[法第九十二条の二第一項](#)に規定する期間内に前項の書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
- 3 組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。
- 4 行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした組合が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(職員的身分を示す証票及び証明書)

第二百五十八条 [法第十二条の二第三項](#)において準用する[保険業法第三百十一条第一項](#)の証票及び[法第九十四条第七項](#)の証明書の様式は、別紙様式第二のとおりとする。